

(仮称)第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務委託仕様書

1. 委託業務名

(仮称) 第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、社会環境の変化、食をめぐる現状や諸課題を念頭に、市民一人ひとりが自身の健康をまもり、生涯を通してこころ豊かに日常生活を送ることのできる社会の実現ならびに健全な食生活を実践できる人間の育成をめざすものである。そのため、生涯を通じライフステージに応じたこころと体の健康づくりを支える食育の推進に取り組み、過去の事業の分析と現在の地域における課題の抽出を行ったうえで、今後の取り組みにおける新たな方針と施策を(仮称)第2期豊中市健康づくり計画・第4期豊中市食育推進計画(以下「次期計画」という)として策定するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月31日まで

4. 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、以下の3点を守ることとする。

- (1) 委託者と密接に連絡を取り、内容について相互に十分な検討を行う。また、その連絡事項については記録し、協議の際相互に確認する。
- (2) 委託者から報告(業務の進捗状況、疑義回答等)を要求されたときは、速やかに報告する。
- (3) 委託者の認める理由を除き、受託者の都合による業務担当者の途中交代は原則行わない。

5. 委託業務内容

- (1) 健康増進ならびに食育推進に関する情報収集と整理
国や府の健康増進ならびに食育推進に関する方針や推進事業の動向把握と課題について、情報収集を行い整理すること。また、必要に応じて他市の情報を収集すること。
- (2) 現計画の評価・分析及び次期計画における施策提案
 - ・ 豊中市における課題を整理し、その課題に対する解決策の提示と国や府の定める指針等を踏まえた今後10年間における目標設定を行う。
 - ・ 令和4年度実施の「食と健康に関するアンケート調査」の分析結果、庁内関係機関の事業実施状況等を活用し現行計画の評価を行う。また、必要に応じ、「食と健康に関するアンケート調査」の追加分析を行う。

注意点

- ・ 全体を通して「健康日本21(第二次)」、「第4次食育推進基本計画」、「第3次大阪府健康増進計画」、「第3次大阪府食育推進計画」に基づいた内容とすること。
- ・ 達成可能な目標と評価指標とすること。

- ・ エビデンスに基づいた施策提案を行うこと。
- ・ 豊中市で策定している関係計画等を参考に豊中市の現状把握に努めること（市ホームページに掲載）。

(3) 令和5年度豊中市保健医療審議会及び食育推進部会への参画と運営支援

- ・ 会議への出席（年6回程度）
- ・ 会議資料作成
- ・ 会議記録作成
- ・ 国、府、他市町村（モデル事業の先進事例含む）の情報収集及び資料作成
- ・ その他会議運営に必要な情報収集及び資料の作成等、本市が指示する支援事項

※会議については「6. 計画策定に向けての検討体制」を参照

(4) パブリックコメント支援業務

市民の意見を幅広く事業計画に反映していくため、パブリックコメントを予定しており、寄せられた意見の整理・集約等、これらに必要な支援を行う。なおパブリックコメントの実施にあたっては、本市の「豊中市意見公募手続きに関する条例」に基づき行うものとする。

(5) 事業計画書等の作成

素案作成から最終案決定までの検討及び調整作業については、本市担当課と協議しながら行う。

6. 計画策定に向けての検討体制

① 豊中市保健医療審議会

- ◆ 委員構成 委員数 12人
- ◆ 役割 豊中市の保健医療についての総合的な施策、その他重要事項及び保健所の運営に関する事項の審議・意見答申
- ◆ 開催頻度 年3回を予定

② 豊中市食育推進部会

- ◆ 委員構成 委員数 12人
- ◆ 役割 豊中市食育推進計画の進行管理や評価についての意見交換
- ◆ 開催頻度 年3回を予定

7. 計画策定までのスケジュールの提示について

策定支援事業者決定後は、計画策定までの実施概要及びスケジュール等の提案及び資料の提出を行うこと。

8. 計画書等の作成

- ◆ 当計画 計画書（A4版）印刷用の原稿（版下及びデータ）の作成

納品時期：令和6年1月上旬 A4版・2色刷・240頁程度（デザイン含む）

◆当計画 概要版印刷用の原稿（版下及びデータ）の作成

納品時期：令和6年1月上旬 A4版・フルカラー刷・8頁程度（デザイン含む）

9. その他

- (1) 資料等作成及び提出資料等にかかる費用、調査員の交通費その他の経費は、計画策定支援業務の委託料に含むこと。
- (2) 計画書及び概要版（成果品）及び本作業集計結果等計画策定に関わるデータ一式はPDFファイル及び加筆修正等が可能な電子データファイル（ワード、エクセル等）を格納したCD-ROMを2部（正・副）納品すること。
- (3) 製作物（報告書他計画策定にかかる全てのデータ等）にかかる所有権、著作権は豊中市に帰属するものとする。
- (4) 本業務において知り得た情報については、豊中市が公開している情報を除き、委託者の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上処理する。